

〈国内初〉

国内公募型 航空機受益証券発行信託

個人向け航空機小口化商品



F.bit

image photo

受益証券発行信託

F.bit 航空機小口化商品第1号

(譲渡制限付・為替ヘッジなし)

投資金額

1口 **100**万円

予想分配率

初年度 年 **6.0**%^{※1}

※1:適用為替レートを一定と仮定して試算した初年度の税引前予想分配率。

予定運用期間

原則として **2年10**か月



〔本件航空機〕エアバスA320-200型航空機

※写真の一部加工しています。

個人投資家に「航空機」投資という 新たな選択肢を提供

一般的に航空機の投資商品は、これまで大手商社や欧米の機関投資家向けの商品が多く、個人向けの商品はほとんどありませんでした。今回、「受益証券発行信託」の仕組みを活用することで、個人で購入できる航空機運用商品が登場しました。これにより、従来のように高額な資金や専門知識がなくても、航空機投資に参加できるようになりました。

航空機売却による キャピタルゲインの追求

この商品は、航空機を貸し出すことで得られるリース料収入から分配金が支払われます。運用期間は原則として約2年10ヶ月。期間中は、年に1回(6月頃を予定)分配金を受け取ることができます。リース契約終了時には、賃借人であるスペインの航空会社のイベリア航空から得られる返還調整金と航空機の航空機売却益(キャピタルゲイン)による分配増を得られる可能性があります。

期中は確定申告不要。 償還時は一律課税。

期中の分配金は源泉徴収や確定申告は不要です。また、償還時には「総合課税」ではなく、「一律課税」で20.315%の税金がかかります。他の所得とは分けて課税されます。

公募による 透明性の高い商品設計

本商品は、公募型の信託商品として情報開示が義務づけられており、有価証券報告書でその内容をご覧いただけます。定期的に運用状況についてご確認いただいたうえで、納得して投資判断を行うことが可能です。さらに、信託財産は「倒産隔離」という仕組みにより、万が一のときでも、大切な資産はきちんと分けて守られる仕組みになっており、安心してご投資いただける投資環境が整っています。

お申し込み

お申し込みには、株式会社FPG証券での口座開設が必要となります。

商品の特徴について ▶

株式会社FPG証券公式WEBサイト
<https://www.fpgsec.jp/product/lp/>



🔍 F.bit

検索

お申し込み方法

本商品のお申し込みは株式会社FPG証券の公式WEBサイトよりログイン後、所定のページよりお申し込みください。

お問い合わせ

株式会社FPG 各支店窓口または株式会社FPG証券の公式WEBサイトよりお問い合わせください。

オンライン説明会 〈参加無料〉

5/26(月) 19:30～
5/28(水) 17:30～
5/31(土) 10:00～/13:00～

本案件の概要や魅力・リスクをお伝えいたします。当日はこちらのZoomウェビナーよりご参加ください。



本信託は、合同会社Fbit第1号を委託者、株式会社FPGの完全子会社である株式会社FPG信託(以下、FPG信託または受託者)を受託者、株式会社FPG証券(以下、FPG証券またはアセット・マネージャー)をアセット・マネージャーとする受益証券発行信託です。本信託は、FPG信託(以下、賃貸人)が、委託者兼当初受益者である株式会社FPG(以下、本航空機委託者)が信託した金銭をもって航空機(当該航空機を構成する部品を含み、以下、本件航空機)を購入し、株式会社FPGの子会社であるFPG Amentum Limited(以下、FPGアメントム社またはリース管理者)にリース管理業務を委託のうえ、本航空機委託者の指図に基づき、航空機をIberia, Líneas Aéreas de España, Sociedad Anónima Operadora S.U.(以下、賃貸人)からCompañía Operadora de Corto y Medio Radio Iberia Express, S.A.U.(以下、転借人)に貸し付けるオペレーティング・リース事業(以下、本事業)に係る信託受益権(以下、本件航空機受益権)を主な信託財産として運用するものです。

●発行数/(見込)2,269口※2 ●発行価格/1口当たり100万円 ●申込単位/1口以上1口単位 ●委託者/合同会社Fbit第1号 ●受託者/株式会社FPG信託 ●アセット・マネージャー/株式会社FPG証券 ●募集の取扱会社/株式会社FPG証券(金融商品取引業者)、株式会社FPG(金融商品仲介業者) ●募集有価証券の種類/特定受益証券発行信託の受益権 ●投資対象資産/特定金外信託受益権(航空機) ●運用期間/原則として、2年10か月(延長可能期間:2年間) ●信託終了時の償還の想定/2025年5月12日現在、航空機信託においては、原則として2028年5月期(2027年6月～2028年5月)に本件航空機の売却を行う方針です(ただし、早期売却やリース期間の延長の可能性があります)。かかる売却等が実施された場合、本受益権の償還については、当該本件航空機売却の後に行われます。 ●日程/〈申込期間〉2025年6月30日(月)から2025年7月18日(金)、〈払込期日〉2025年7月24日(木) ※お申し込みにあたっては、事前に株式会社FPG証券において証券取引口座を開設いただく必要があります。 ●譲渡制限/本受益権は原則として譲渡することができません。 ※2:発行数は、2025年6月23日に決定する信託設定日(2025年7月24日)を受渡日とする先渡為替レートを使用して決定されるため、本書作成時点では確定していません。本書では、当該為替レートを便宜的に1米ドル=145.86円として算出した見込み発行数を記載しております。 ※本資料は取引の概要をまとめたものであり、取引の勧誘を行うものではありません。投資判断は、別途、目論見書をご熟読のうえ行っていく必要があります。目論見書は、本商品の申込期間において、株式会社FPG証券が運営するウェブサイトで入手することができます。 ※本案件は、本信託の受託者が本航空機信託を通じて航空機をリースする事業へ投資を行うものであり、本取引に影響のある事象が発生した場合には、投資効果、キャッシュフロー、キャピタルゲインの享受および投資額の回収について影響を受ける可能性があります。



FPG
Financial Partners Group

株式会社FPG ープライム市場:7148ー〈金融商品仲介業者〉
〔東京本社〕東京都千代田区丸の内2-7-2 JPタワー29階 TEL:03-5288-5656 FAX:03-5288-9300
登録番号:金融商品取引業者/関東財務局長(金商)第1832号
金融商品仲介業者/関東財務局長(金仲)第1022号
金融商品取引業の種別:第二種金融商品取引業
加入協会:一般社団法人第二種金融商品取引業協会
所属金融商品取引業者:株式会社FPG証券

FPG証券
Financial Partners Group

株式会社FPG証券 〈金融商品取引業者〉
〔本社〕東京都千代田区丸の内2-7-2 JPタワー29階 TEL:03-5220-4200 FAX:03-5220-4230
登録番号:金融商品取引業者/関東財務局長(金商)第153号
宅地建物取引業者/東京都知事(1)第105799号 総合不動産投資顧問業/国土交通大臣 総合第165号
金融商品取引業の種別:第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資運用業
加入協会:日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
加入基金:日本投資者保護基金

手数料等およびリスクについて【投資にあたっての留意事項】■手数料等について<a.受託者に関する信託報酬等>受託者は、本信託の信託財産（以下、本信託財産）より、以下の信託報酬等を収受します。○当初信託報酬=A+B。A=信託設定日における本受益権元本金額×0.2%（税込0.22%）。B=本信託契約締結日（同日を含みます。）から信託設定日（同日を含みます。）までの間に受託者が本信託に関して負担した実費（当該実費に係る消費税等を含みます。）相当額。○期中信託報酬=A×計算期日の米ドル円為替レート÷信託設定時の米ドル円為替レート×0.1%（税込0.11%）×B÷365（1年を365日とする日割計算）+C。A=信託設定日における本受益権の元本金額。B=期中信託報酬支払日に対応する信託計算期間に含まれる実日数。C=期中信託報酬支払日に対応する信託計算期間中に受託者が本信託に関して負担した会計監査費用（当該会計監査費用に係る消費税等を含む。）。○終了時信託報酬=A×計算期日の米ドル円為替レート÷信託設定時の米ドル円為替レート×0.2%（税込0.22%）。A=信託設定日における本受益権の元本金額。○清算時信託報酬=信託終了日の翌日以降に生じる本信託財産に属する金銭の預金利息相当額。<b.本航空機委託者に関する報酬等>本航空機委託者は、各計算期間当たり受領したリース料の0.3%を報酬として収受することができます。なお、本件航空機の売却を行った場合、売却価格の1.5%を報酬として収受します。また、本件航空機売却による本航空機信託の受益者の利益が元本額の20%を上回る場合には、その超過分の10%を成功報酬として支払います。<c.アセット・マネージャーに関する報酬等>受託者はアセット・マネージャーに対し、以下の算式により算出される金額を支払います。○アップフロント報酬（当初アセット・マネジメント報酬）=A×0.2%（税込0.22%）。A=信託設定日における本受益権の元本金額。○期中運用報酬（期中アセット・マネジメント報酬）=（A×計算期日の米ドル円為替レート÷信託設定時の米ドル円為替レート×0.1%（税込0.11%））×B÷365。A=信託設定日における本受益権の元本金額。B=期中アセット・マネジメント報酬支払日に対応する信託計算期間に含まれる実日数。○終了時報酬（終了時アセット・マネジメント報酬）=A×計算期日の米ドル円為替レート÷信託設定時の米ドル円為替レート×0.2%（税込0.22%）。A=信託終了日における元本金額。<d.リース管理者に関する報酬等>本航空機委託者およびリース管理者は、以下の期中マネジメント報酬およびディスポジション報酬を収受します。○期中マネジメント報酬=信託設定日の当日に申込証拠金の払込みが必要となります。申込証拠金の金額は受益証券の発行価格と同一です。■本投資のリスクについて／本受益権への投資には以下に記載するようなリスク要因の影響により、ご出資の元本が毀損する可能性があります。また、以下に記載したリスク以外のリスクも存在します。ご投資のお申込みにあたっては、必ず取扱金融商品取引業者がお渡しする「受益権発行届出目論見書」および「契約締結前交付書面」をご熟読ください。目論見書は、本商品の申込期間において、FPG証券が運営するウェブサイトから入手することができます。<本件航空機のリース事業に関するリスク>●本事業における賃借人や転借人が債務不履行、倒産等に陥った場合、本件航空機の売却またはするか、または新たな賃借人等を探すことになります。そのため、その時点での市況によっては、投下資本の元本が毀損する可能性があります。●航空機運用に関する規制変更があった場合、機体等の改良のため追加の費用が発生する可能性があります。●2028年5月期の信託計算期間において航空機ないし部品の売却を行う方針ですが、航空機の売却の際、機体等の仕様変更などが条件とされることがあり、追加の費用や支出が発生する可能性があります。●本事業において、航空機ないし部品の売却価格は確定していません。売却価格は、世界の景気動向や機材の需給関係等の影響により変動します。売却時期は、マーケットの状況等によってリース終了に前後する可能性があります。●本件航空機の売却先の引渡希望時期等の影響により、リース期間満了時において本リース事業が終了せず、リース期間の延長・再リース等により本リース事業が延長される場合もあります。●本件航空機が事故等により使用不能または修復不可能な損害を被った場合、賃借人が本件航空機の鑑定額にほぼ見合う金額の規定損害金（米ドル建て）を支払うこととなり、事業収支および損益が当初予定のものから変動します。<為替変動リスク>本事業の賃借人によるリース料の支払いは米ドル建てで行われ、本件航空機の売却等、本事業における取引もまた米ドル建てで行われる想定ですので、本受益者の円建ての受取現金は米ドルから円に換算する際の為替レートによって変動いたします。当該取引が米ドル以外の外貨建てで行われる場合も同様のリスクがあります。したがって、本事業への出資は為替リスクを伴うものになります。すなわち、本事業の外貨建て収益を円貨に換算する場合に為替変動の影響を受け、本事業の事業収支および損益が当初予定のものから変動することがあります。したがって、為替の状況によっては、円換算した場合本受益者の投下資本の元本が毀損する可能性があります。<本受益権に関するリスク>●本受益権について、信託配当および元本償還の有無、金額およびその支払いは保証されません。●本受益権の元本償還は、最終信託配当支払日に行われます。その原資は、返還調整金の金額、本件航空機や本件航空機受益権の売却機会および売却価格による影響を受け、元本償還の額が減少し、または全く行われない場合があります。<仕組みに関するリスク>●本受益権は、受益証券発行信託および本航空機信託の仕組み（スキーム）を用いて航空機に実質的に投資することを意図した金融商品です。本受益権の収益および価値は、スキーム関係者の信用状況や業務提供状況等の影響を受けて下落する可能性があり、状況によっては、受益証券発行信託および本航空機信託の仕組みを維持できない可能性もあります。●本航空機委託者である株式会社FPG、本航空機受託者である株式会社FPG信託、および本航空機受託者から業務委託を受けたリース管理会社であるFPGアメンタム社は、株式会社FPGを親会社とする連結グループ会社に属しておりますが、各社は本事業と同種または類似の事業を営んでおり、本受益者の利益と相反する事態が生じる場合があります。<税務、会計および法制度上の取扱いおよびそれらの変更等のリスク>●本信託、本件航空機受益権および本件航空機受益権に係る本航空機信託に適用される法令・税・会計基準等は、今後変更される可能性があります。その場合、本信託、本件航空機受益権および本件航空機受益権に係る本航空機信託の税負担が増大し、それら信託の維持が困難になる可能性があります。●本受益権の収益の分配に係る日本の課税上の取扱いについては、現行法令上明確に規定されていない部分が含まれます。本受益権に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本受益権に投資することによるリスクや本受益権に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要があります。●本信託および本受益権の募集は、信託法、金融商品取引法はもとより、関連する各種法令・規制・制度等の規制を受けています。本信託または本受益権の募集がこれらの法令等に違反するとされた場合、本信託または本件航空機受益権に係る本航空機信託の商品性や取引に影響が生じる可能性があります。

（金融商品仲介業者）
FPG
Financial Partners Group

（金融商品取引業社）
FPG証券
Financial Partners Group